

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）

（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）<u>第二条に規定する保護者（同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。）及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数</u></p>	<p>第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）<u>第二条に規定する保護者の児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数</u></p>